

輪島市監査公表第3号

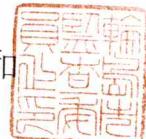
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年10月24日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年10月10日（水） 市民課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○今年度から新規事業として、出生届受付時にお祝い金として3万円を現金で支給する「出産お祝い事業」が始まった。従来から能登空港の利用助成金も窓口で交付しており、常時保管する現金も増加することから資金前渡金の適正な管理が必要である。

○市民課が所管する国保・後期高齢者医療などの特別会計は歳入歳出予算の規模も大きく、関係する税務課や会計課、財政課との連携が、また市行政の基盤である住民基本台帳業務も選挙管理委員会との連携が欠かせない。そのほか戸籍・火葬許可・印鑑登録・個人番号カード等と多岐にわたる重要な業務の執行に必要な知識は幅広く深い。市行政の基礎を支え市民から親しまれ信頼できる窓口を目指し、多岐にわたる業務の適正な執行と窓口対応の向上に引き続き努めていただきたい。

○今年度は国民健康保険の都道府県化に伴い事務の変更点も多々あると思われるが適切に対応していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。